

会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国開拓振興協会定款第7条に基づき、会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 会員は、毎年、会費を納入しなければならない。

第3条 会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員

(イ) 全国を区域とする連合会などの団体会員

毎年 80万円

(ロ) 全国を区域とする連盟などの団体会員

毎年 50万円

(ハ) 都道府県又は都道府県内の一部を区域とする連合会、農業協同組合、事業協同組合及び社団法人並びに都道府県を越える区域とする農業協同組合などの団体会員

毎年 5万円

(ニ) 都道府県内又は都道府県内の一部を区域とする連盟、振興協会などの団体会員

毎年 3万円

(ホ) 個人会員

毎年 1万円

(2) 賛助会員

(イ) 団体会員

毎年 8万円

(ロ) 個人会員

毎年 5万円

(会費の納入方法)

第4条 会員は、前条に定める額を口座振込により納付するものとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から適用する。
- 2 この規程は、平成24年度通常総会の日（平成24年5月24日）から施行する。

附 則

この規程は、公益社団法人全国開拓振興協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、第5回定時総会の日（平成29年6月16日）から施行する。